

Chapter

2

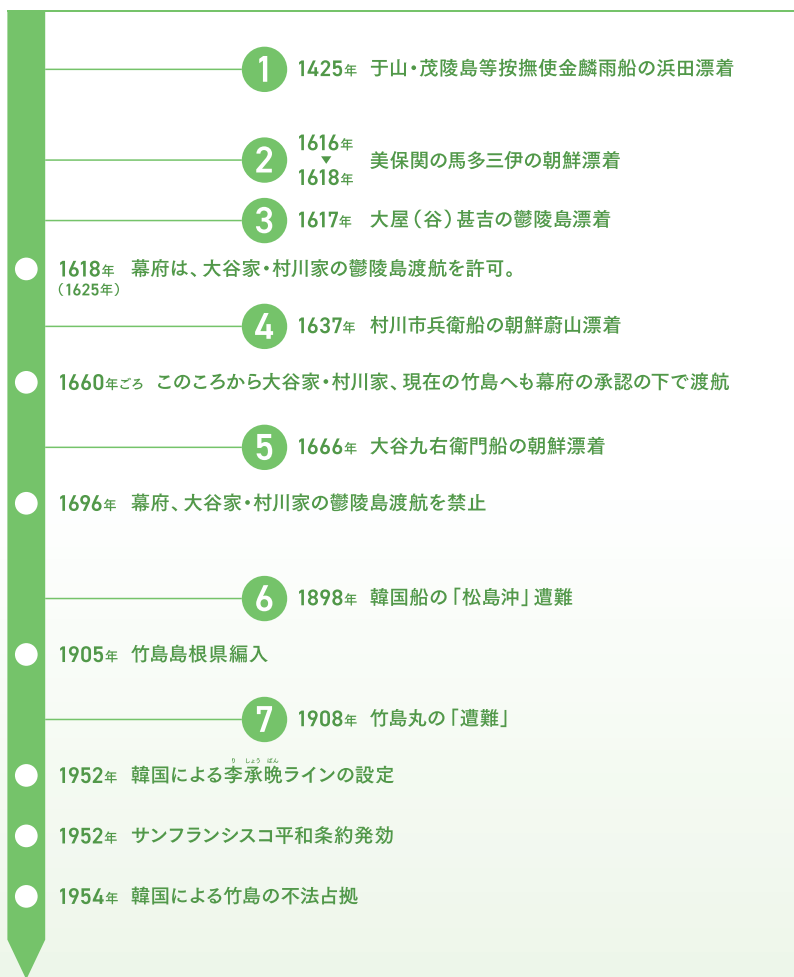
竹 島

竹島の歴史を振り返る際には、鬱陵島が様々な形で登場します。

鬱陵島は、朝鮮王朝初期（15世紀前半）から、倭寇対策を目的に無人島とされました（空島政策）。その結果、日本人が同島に進出ようになります。そのような中、鬱陵島に赴いた日本船が朝鮮国に漂流する事件も起こりますが、朝鮮側から特に抗議は行われませんでした。その後、17世紀末期に両国民が鬱陵島で遭遇し、日朝間で同島への出漁をめぐり外交交渉が行われますが、幕府は、朝鮮との友好関係を尊重するとともに、同島での日本人と朝鮮人の入り混じりを避けるという観点から、当時幕府の許可を得て同島に渡航していた大谷家・村川家の渡航を禁止しました。当時、日朝間で議論の対象になったのは鬱陵島のみであったことや日本人と朝鮮人の入り混じりが懸念されたのは同島だけであったことを踏まえると、竹島は渡航禁止の対象外であったことは明らかです。

日本は、遅くとも17世紀半ばには、竹島に対する領有権を確立しました。1905年、日本政府は、閣議決定により竹島を島根県に編入し、領有意思を再確認しました。

この章でご紹介する漂流事件を通して、このような経緯を見てみましょう。



鬱陵島への空島政策の始まり

1425年

うざん

もりょう

あんぶし

キムイヌ

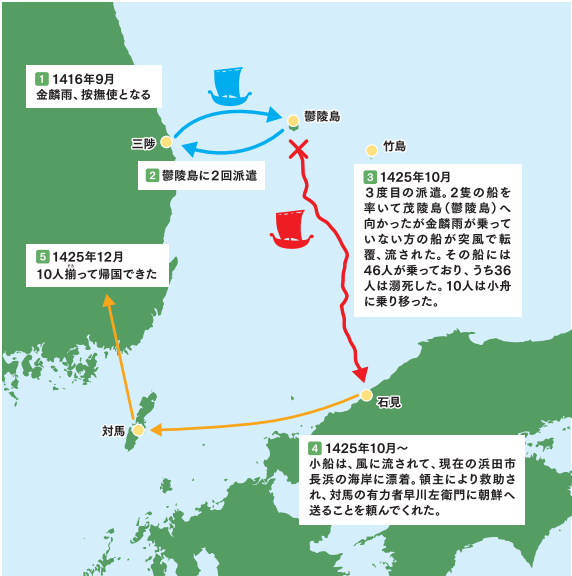
1

于山・茂陵島等按撫使金麟雨船の浜田漂着

竹島の歴史を振り返ると、鬱陵島が様々な形で登場します。その一つは、朝鮮王朝の初期の記録に登場する「于山島」です。空島政策（無人島にする政策）をとるために何度か役人が派遣されましたが、その一隻が日本に漂着しています。

概要

朝鮮王朝初期（15世紀前半）、軍役や徴税を嫌がって朝鮮の東の沖合にある鬱陵島に逃げ込む者が多かったため、当時の国王は、金麟雨に命じて鬱陵島を探索させ、逃げ込んだ者を朝鮮本土に連れ返らせました。記録によると金麟雨は3度鬱陵島に渡っていますが、3度目の航海で、派遣された船の1隻が漂流し、石見（現：島根県西部）に漂着します。10名が石見に漂着し、現地の領主だった周布氏は船を用意して手厚くもてなしたうえで、対馬の早川氏を通じて、漂流者を朝鮮に送り返しました。朝鮮国王（世宗）は感激してそのお礼として、周布氏と早川氏に、朝鮮との交易を許可します。周布氏と早川氏は交易により栄えました。



資料を見よう！

「朝鮮王朝実録」『太宗実録』 1417年2月壬戌条
該当部分と翻訳
「按撫使金麟雨還自于山島獻土產大竹水牛皮生苧綿子撿撲木等物且率居人三名以來 其島戸凡十五口男女并八十六」
(大意)
按撫使の金麟雨が于山島から帰ってきて、土地の産物の大きな竹・アシカの皮・生苧・綿子・撿撲等を献上し、また島民3名を率いてきた。その島の戸数はおよそ15、男女併せて86人。
クリック 原文
原史料（韓国国史編纂委員会のウェブサイト）

「朝鮮王朝実録」『世宗実録』 1425年10月乙酉条
「朝鮮王朝実録」『世宗実録』 1425年12月癸巳条
クリック 該当部分と翻訳
クリック 原文 10月乙酉条
原史料（韓国国史編纂委員会のウェブサイト）
クリック 原文 12月癸巳条
原史料（韓国国史編纂委員会のウェブサイト）

ポイント 「于山島」は鬱陵島のこと

韓国の研究者は、「于山島」は現在の竹島であると主張しています。しかし、一度目の派遣の成果についての上記の「資料を見よう！」の『太宗実録』の記述を見ると、于山島は鬱陵島を指すとしか考えられません。なぜなら、竹島には竹は生えず、86人も居住できないからです。



空島政策（刷還政策）とは？

朝鮮王朝は鬱陵島に住民が居住できないようにする空島政策（刷還政策）を実施しました。目的は、島や海岸地域で略奪行為を行う倭寇の侵入から民衆を隔離するためであり、各種の軍役や賦役を避けて鬱陵島に逃げて行った住民を連れ戻しました。その期間は、1417年から1881年まで、460年以上に及びました。

コラム

クリック 金麟雨って誰？

大谷家・村川家渡航以前から鬱陵島周辺に日本人は渡航

1616年 — 1618年

2 美保関の馬多三伊の朝鮮漂着

大谷家・村川家の鬱陵島事業のきっかけは、大屋（谷）甚吉の鬱陵島への漂着ですが、実際にはそれ以前から空島政策がとられた鬱陵島には日本人が進出を始め、それに関連しての漂流も発生していました。

概要



元和2(1616)年、美保関(現:島根県松江市美保関町)の馬多三伊(又左衛門か又蔵のことと思われます)など7人は、鬱陵島沖で漁業を行うなか、悪天候で朝鮮に漂着しました。

元和4(1618)年、朝鮮の礼曹参議(外交の長官)李命男によって、対馬に送還されました。



重要文化財朝鮮国礼曹参議李命男書契
所蔵者:九州国立博物館 撮影者:落合晴彦
朝鮮の礼曹参議(外交の長官)の李命男が対馬藩主宗義成に送付した、三尾関(美保関)の馬多三伊等を送るから彼等を故郷に帰してやってほしいという手紙。馬多三伊ら7人は、元和4(1618)年に対馬まで送還されました。

ポイント 大谷家・村川家の渡航以前から日本人は鬱陵島付近に渡航

この事件に見られるように、空島政策がとられた鬱陵島には、大屋（谷）甚吉の漂着以前から日本人が進出していました。大谷家・村川家の船は鬱陵島に渡航する際、米子を出発すると美保関の外港の雲津で準備を整え、出雲の者数名を乗員に加えて隠岐に向かいました。馬多三伊のような鬱陵島への航路を熟知している漁師達が水先案内人の役目を務めていたのだと思われます。

一方、この時期の文書を見ると、朝鮮側は日本人の鬱陵島への進出に懸念を持っていたようです。例えば、慶長19(1614)年に朝鮮東萊府使尹守謙が、対馬藩宗義智宛の書簡で、対馬藩が磯竹島(鬱陵島)への日本人の居住を求めていることに対し、「この島は我が国の鬱陵島である。昔から日本と朝鮮国の島は区分されている」と拒否したと伝えられています。しかし、その後発生した大谷家・村川家の漂流の際には、朝鮮側から鬱陵島への渡航について特段の懸念は示されませんでした。

コラム

クリック 美保関ってどこ？

大谷家・村川家の鬱陵島事業の開始

1617年

3 大屋（谷）甚吉の鬱陵島漂着

米子の回船業者大屋（谷）甚吉が、越後（新潟県）から荷物を運んで帰る途中、遭難して鬱陵島に漂着しました。これを機に、大谷家と村川家による鬱陵島事業が開始します。



大屋（谷）甚吉

大屋甚吉は米子の廻船業者で、竹島（鬱陵島の当時の名前）渡海事業の開祖とされる人物です。鬱陵島で病死し妻子の存在も確認出来ていません。お墓は、鳥取県米子市の総泉寺にあります。事業は甚吉の甥の大谷勝宗が受け継ぎました。

資料を
見てみよう！

「竹嶋渡海由來記抜書控」
所蔵：島根県竹島資料室

クリック 該当部分と翻訳

※鬱陵島渡海の経緯を書き記した大谷家資料

ポイント

大谷家・村川家の幕府公認による鬱陵島事業の開始

漂流先の鬱陵島から米子に帰った甚吉は、友人の村川市兵衛とともに、元和4（1618）年※、江戸幕府から鬱陵島への渡海を許可されます。これ以降、大谷家、村川家は、菱御紋の船旗を立て、交替で毎年同島へ渡航し、アワビの採取、アシカの捕獲、樹木の伐採など約70年にわたり、事業を行いました。アワビは將軍家および幕閣に献上されるとともに、両家は数年に一度参府し將軍に拝謁しました。

また、隠岐から鬱陵島へ行く途中で現在の竹島（当時の名称は「松島」）も発見し、航行の目標や中継地（停泊地）として利用したり、アワビ、アシカも漁猟するようになりました。現在の竹島への渡航について、「老中の御内意」を得た旨の書簡も残っています。

※1625年という説もあります。



菱紋入り船印
所蔵：米子市立山陰歴史館

大谷家・村川家は鬱陵島への航海時に江戸幕府からの渡海許可証を携帯

4 1637年 村川市兵衛船の朝鮮蔚山漂着

5 1666年 大谷九右衛門船の朝鮮漂着

大谷家と村川家による鬱陵島事業においても朝鮮に漂流するケースがありました。その記録から、両家事業の詳細がわかります。



寛永14(1637)年 村川市兵衛船の朝鮮蔚山漂着

寛永14(1637)年6月、村川市兵衛の船に乗船していた弥三右衛門等36人が、鬱陵島での漁を終え、米子に帰る途中で逆風に襲われ、同7月朝鮮の蔚山へ漂着。倭館(対馬藩の人員の居留地)のある釜山に届けられ、対馬経由で帰国した。



寛文6(1666)年 大谷船漂流

- 1 寛文6(1666)年2月3日、大谷九右衛門の十三反帆の船2隻に50人が乗船し米子を出発。
- 2 同日、雲津に着く。
- 3 2月13日、隠岐に到着。アワビ突きや水夫を雇い、出帆の体制を整える。4月6日、隠岐を出発。
- 4 4月8日、鬱陵島に着岸。7月まで島に滞在し漁をしたほか、十五反帆の船を1隻造る。
- 5 7月3日、米子に帰るため、鬱陵島を出発(船3隻)。
- 6 途中で暴風に遭い2隻が行方不明に。新造の1隻だけが朝鮮の長鬢(現:浦項市)に漂着。21人の船員はみな無事。
- 7 漂着者は倭館のある釜山浦に届けられ、10月4日に帰国を許可される。その後対馬経由で帰国。
- 8 寛文7(1667)年2月27日、大阪の鳥取藩邸に引き渡される。
※この時、江原道に漂着した隠岐の漁民1名も一緒に送り届けられている。

ポイント 大谷家・村川家の漂流船は江戸幕府からの渡海許可書の写しを携行していた。

対馬藩の取調の記録によると、村川家・大谷家両家の船は、それぞれ「松平新太郎殿へ参候御連書之写」又は「御老中様より松平新太郎殿へ被遣候御状之写」を携行していました。これは、鳥取藩主である松平新太郎(池田光政)が幕府から受け取った、竹島(現在の鬱陵島)渡海の許可証の写しです。両家の鬱陵島での渡海事業が幕府公認であったことがわかります。



「竹島渡海御免の達書」(写) 本紙
所蔵: 米子市立山陰歴史館



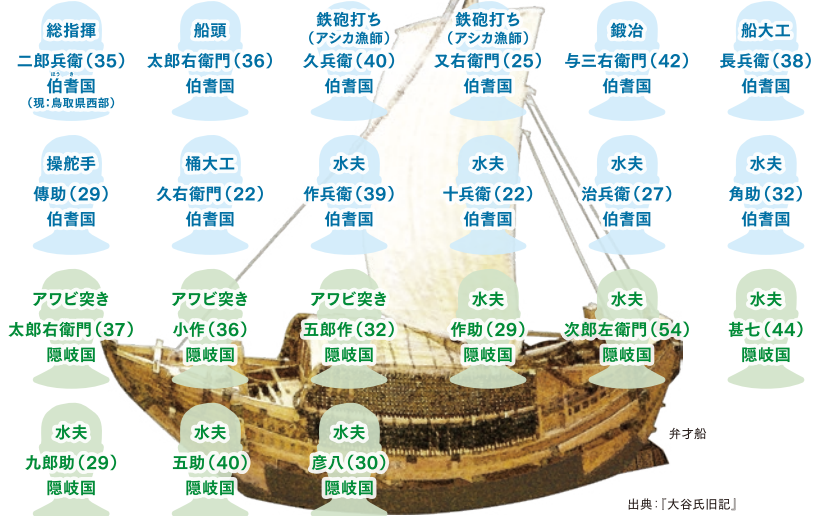
「竹島渡海御免の達書」(写) 表紙
所蔵: 米子市立山陰歴史館

大谷家・村川家の漂流の記録からわかること

大谷家の漂流船の乗組員の構成

アシカ漁は伯耆の鉄砲打ちが担当し、出帆する際は鳥取藩から鉄砲を借り受けていました。アワビ漁は隠岐のアワビ突きが担当しました。

凡例 職種
名前(年齢)
出身国



出典:「大谷氏旧記」

大谷家・村川家の漂流船の積み荷

大谷家・村川家の船は鬱陵島で、アワビやアシカ漁を主にしていました。鬱陵島のアワビは極めて大きく、これを乾燥して串アワビにするとたいへん美味であったようで、將軍御見目を許されていた大谷家・村川家の両家は、数年に一度の拝謁の際、鬱陵島渡海の許可をもらったお礼に、串アワビを土産の品として幕閣に直接手渡し、將軍にも献上しておりました。

アシカの油は石鹸にしたり、接着剤である膠にして木工の接着などに使用されており、当時としては動物性の油として貴重でした。

そのほかにも、鬱陵島では木材が豊富にとれ、杉、竹、桐、日本では貴重な桧がとれました。

村川家の漂流船の積み荷(1637年)

アシカの油	314樽
干しアワビ	406連
丸干しアワビ	4俵半
塩アワビ	2樽
アシカの皮	253枚
きくらげ	8俵
アシカの身	60俵

出典:「深見弾右衛門古帳之亨」
(寛永14年)
「分類記事大綱」

大谷家の漂流船の積み荷(1666年)

串アワビ	60連
アシカの皮	350張
アシカの油	70樽
材木	9株

出典:岡崎正義「竹島考」



串あわび

鬱陵島をめぐる日朝交渉に関して、
1637年・1666年の漂流事件が引き合いに

村川（1637年）・大谷（1666年）船漂流と
「元禄竹島一件」

鬱陵島（当時の呼称は「竹島」）への出漁をめぐって日朝間で交渉が行われた「元禄竹島一件」に際し、対馬藩は1637年及び1666年の日本船の朝鮮漂着時に朝鮮側から鬱陵島への渡航について特に抗議がなかったことを指摘しました。

約70年にわたり鬱陵島で漁猟を行っていた大谷家・村川家でしたが、元禄5（1692）年、村川家が竹島（鬱陵島）に着くと、朝鮮人がアワビやワカメを採っているのに遭遇。また翌元禄6（1693）年にも、今度は大谷家が多数の朝鮮人漁民と遭遇しました。大谷家は、漁が出来なかった証拠として安龍福、朴於屯の2名を日本に連れ帰りました。



鬱陵島の石碑
写真：島根県竹島資料室
鬱陵島には、竹島が朝鮮領であると認めさせた国民的英雄であるとして安龍福を称える石碑が建てられています。詳細は常設展にてご紹介しております。

当時対馬藩で実権を握っていた宗義真は、元禄8（1695）年12月、老中阿部豊後守に対し、「竹島へ渡海した日本人が59年前、30年前の二回朝鮮に漂着し、竹島で漁をし（略）流れ着いた旨述べたところ、その旨を（略）書簡に記して〔漂流者を〕送り返して来ました。朝鮮国の内と思うのであれば、この折りに必ず申し入れてくるべきであるのに、そうしませんでした。今に至って（略）申し入れてくるというのは申し遅れである」と書き送っています。

幕府は朝鮮との友好関係を尊重し、大谷家・村川家の鬱陵島渡海を禁止に

対馬藩から交渉難航の報告を受けた幕府は、最終的に元禄9（1696）年1月、大谷家・村川家の鬱陵島への渡海を禁止することを決定し、その旨を鳥取藩に指示するとともに、朝鮮側に伝えるよう対馬藩に命じます。

対馬藩は口頭で、朝鮮側が時宜にかなった鬱陵島の領有主張を怠ったことを伝える

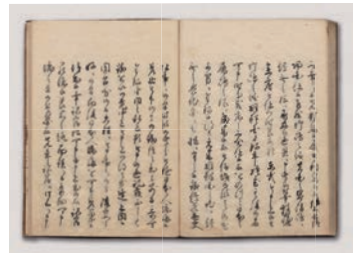
幕府が大谷家・村川家の鬱陵島渡海を禁止したことを対馬藩は朝鮮側に伝達しましたが、その後の朝鮮側の返答が不十分な文面であったことから、対馬藩（倭館の館守）は、「口上の覚」（口頭）で「鬱陵島は、朝鮮国において長らく捨て置かれ、その後主張する機会が度々あったのにお忘れになられたのでおのずと日本の属島ようになった」と朝鮮側に指摘しています。



金石城跡（対馬藩）
延宝6（1678年）に桧原城に藩庁が移転した後も朝鮮通信使来訪時などに用いられました。
提供：（一社）長崎県観光連盟

その後、対馬藩は、幕府の命を受け、安と朴の両名を朝鮮へ送還するとともに、朝鮮人の鬱陵島渡海を禁止するように要求する交渉を開始しました。しかし、朝鮮側は鬱陵島は古来朝鮮の領土であると主張し、交渉は難航しました。

この交渉に関し対馬藩は、1637年村川船、1666年に大谷船の漂流者が日本に送還された事例に着目。この事例の評価と交渉への対応について藩内では色々な意見が出たよ。



「竹島紀事」巻5
対馬藩が享保11（1726）年に編纂した「元禄竹島一件」に関する記録をまとめたもの。
所蔵：国立公文書館

「元禄竹島一件」は、江戸幕府が日朝関係に配慮したことがわかる事例だね。



日朝間のやりとりには鬱陵島しか登場しないし、大谷家・村川家の渡海が禁止されたのも鬱陵島だけだよ。なぜなら、日本側が懸念したのは日朝国民の入り混じり（密貿易など）であって、現在の竹島にはその心配はなかったからなんだ。

明治期における「松島」はダジュレー（鬱陵）島

1898年

6 韓国船の「松島沖」遭難

明治時代には、当時の欧米の地図の影響で、鬱陵島が「松島」と呼ばれるようになります。1898年、韓国船が日本海の「松島沖」で遭難し、漂流していた韓国人がロシア船に救助される事件がありましたが、その際のロシアと韓国の外交文書のやりとりを見ると、当時実際に「松島」とは鬱陵島を指したことがわかります。



漂流の経過

- 1 1898年4月5日、韓国船が釜山を出発。
- 2 4月14日、「マツシマ」沖で難破漂流中、韓国人46名がロシア汽船「ピータルスボルグ号」により救助。
- 3 5月6日、「ピータルスボルグ号」より長崎県庁に引き渡し。
- 4 5月7日、ロシア汽船「バイカル号」により釜山へ出発。

ポイント「マツシマ」とは鬱陵島を指す。

当時のロシア側の外交文書を見ると、「マツシマ」をダジュレー島（鬱陵島）と認識していたことがわかります。

在韓国ロシア帝国公使館発大韓帝国外務大臣宛（1898年4月29日）
「ロシア（略）「ピータルスボルグ号」は（略）マツシマ島の近くで嵐によって沈没した韓国のジャンク船に出会い（略）男性31名、女性3名、子供8名を救助しました。」

在韓国ロシア帝国公使館発大韓帝国外務大臣宛（1898年5月17日）
「ダジュレー付近で溺死しそうであった、ロシア義勇艦隊の汽船「ピータルスボルグ号」によって救助された韓国人の名簿を（略）閣下へ送付します。」



「日本図」(シーボルト)
1840年(天保11年)
所蔵: 国立歴史民俗博物館

島名の変遷について

18世紀後半に英仏の軍艦がそれぞれ測量した鬱陵島の緯度経度には「ずれ」があり、その結果、鬱陵島がアルゴノート島（朝鮮半島と本来の鬱陵島の間の架空の位置）とダジュレー島（本来の鬱陵島）の2つの別々の島として描かれるようになりました。

日本の諸文献を入手して竹島と松島についての知識があったシーボルトは、1840年、ヨーロッパで「日本図」(左図参照)を刊行する際、アルゴノート島を「タカシマ」、鬱陵島(ダジュレー島)を「マツシマ」と比定し、それがその後の欧米の地図にも踏襲されました。これらの欧米の地図が、開国後日本に輸入された結果、鬱陵島が「マツシマ(松島)」と呼ばれるようになりました。

コラム

伊能図は英国海図に反映され、日本に逆輸入

*1 Matsushima (I. Dagelet)
*2 Takasima (I. Argonaut)

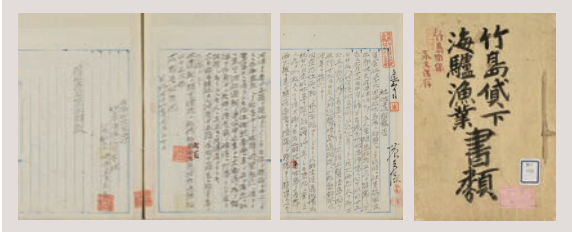
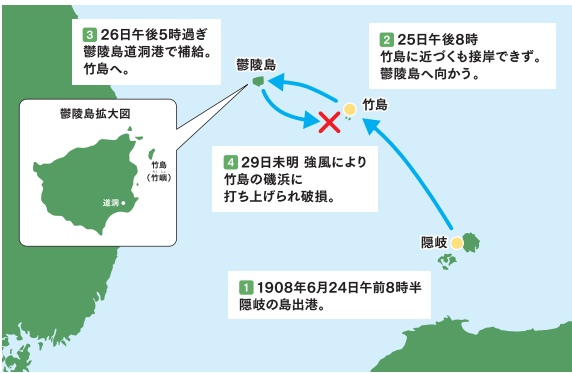
隠岐島庁は中井養三郎の竹島での事業を注視

1908年

7

竹島丸の「遭難」

1905年の竹島の島根県への編入後、中井養三郎らの竹島漁獵合資会社によるアシカ猟が竹島で行われます。1908年の「遭難」事件は、同社の操業過程で発生したもので、船が破損したものの人的被害は出ていませんが、中井らが緊密に隠岐島庁に事業状況について報告していたことがわかります。



「社船遭難報告」
1908(明治41)年
所蔵：島根県公文書センター

中井養三郎が隠岐島司の東文輔へ提出した竹島丸遭難に関する報告書。船体は破損、積み荷の被害はあったものの、船員は無事であったことが記載されています。被害額が高く書き直されている点が興味深いです(官有地使用料の減免などを期待したのか)。

遭難の経過

- 1 1908(明治40)年6月24日午前8時半 竹島漁獵合資会社社員の橋岡友次郎と従業員石田伸次郎が会社の船「竹島丸」で荷物を輸送するため、隠岐の島町西町指向を出港。
- 2 25日午後8時 竹島に近づいたが、大雨と逆風により竹島に着岸することができず、鬱陵島へ向かう。
- 3 26日午後5時過ぎ 鬱陵島道洞港に接岸。飲料水及び油等を積み入れる。同8時頃出港。28日未明、竹島沖に到着するが、荒天のため接岸できず。
- 4 28日午後2時過ぎ 竹島に接岸し、積み荷を降ろし、隠岐へ運ぶ荷物を積んでいた途中で日没となり、翌朝まで繫留することとする。しかし、風向が変わりかつ強くなってきたので、船を避難させようと準備していたところに大波が来て、錨綱が切れ、磯浜に船が打ち上げられ、大きく破損、荷物も一部失われた。

ポイント「竹島丸」の破損を東文輔(隠岐島司)へ報告

竹島漁獵合資会社は、1905(明治38)年に設立されました。島根県から「アシカ漁許可鑑札」を与えられることとなる中井養三郎、橋岡友次郎、井口龍太、加藤重蔵に対して、隠岐島司(隠岐地区の行政上の長)である東文輔が共同で漁労するよう勧め設立された会社で、代表社員は中井養三郎でした。

会社は1906(明治39)年から官有地使用料を毎年支払い、国庫に納付されました。

この報告書は、1908(明治41)年、「竹島丸」が大波により破損した際に中井が東文輔にその被害状況を報告したもので、中井らの竹島での事業に関して、隠岐島庁が強い関心を抱き、中井としても状況を報告する必要があると感じていた様子がうかがわれます。



最前列右から5番目が東文輔
明治39年隠岐島庁前での竹島視察団記念写真
(大野政助写真師撮影)
所蔵：島根県立図書館

コラム

クリック

竹島漁獵合資会社のアシカの毛皮など、日英博覧会へ出品し銀賞を獲得